

★今号のTOPIC★ 会社・法人の「登記事項証明書」「履歴事項全部証明書」「登記簿謄本」ってなに？

皆様の会社・法人が金融機関で口座を開けようとするときや運転資金のための融資を受けようとするとき、最近では新型コロナウイルスに関連する補助金や助成金の申請のときに、各機関の担当者さんから、『会社・法人の「登記事項証明書」を提出してください。』と言われたり、必要書類の項目に「履歴事項全部証明書」もしくは「登記簿謄本」と書かれたりしていることがあると思います。

『役所では「登記事項証明書」と言われ、銀行では「登記簿謄本」と言われたけど...何がどう違うのか分からない』というご質問をいただくことがよくあります。

今回は、これらの用語の解説と取得方法をご案内します。

【そもそも、会社・法人登記はどういう仕組みなの？】

会社・法人の商号・名称、本店・主たる事務所の住所、事業目的、設立日、資本金・資産の総額、取締役・理事等の役員などの情報は、その会社・法人を管轄する法務局で「登記簿」と呼ばれる帳簿に記録されています。

会社・法人の情報は、設立登記の完了後に記録が開始され、その後上記の内容に変更等があり、その旨の登記申請があった際に、そのつど更新されます。

これが会社・法人登記の仕組みです。



● 実はすべて同じもの！？ ●

「登記簿謄本」とは、登記情報がコンピュータで管理されるようになる前、手書きやタイプライターで紙に記録され管理されていた時代に、登記簿に記録された情報を全部写し取った書類のことをいい、今ではすべての登記簿の情報が電子化されたため、その名称が「登記事項証明書」に変わりました。

ですが、以前の名残から今でも「登記事項証明書」のことを「登記簿謄本」と呼ぶ人や機関があるので混乱しがちである、というのが実情です。

～履歴事項全部証明書とは～

会社・法人の登記事項証明書には、①履歴事項証明書 ②現在事項証明書 ③閉鎖事項証明書 ④代表者事項証明書の4種類があります。

履歴事項証明書は登記事項証明書の種類のひとつで、現在効力がある登記の情報と、交付請求日の3年前に属する年の1月1日から交付請求日までの間のすでに効力がない情報・抹消された情報が記載された書類のことをいいます。一定の過去の登記記録を確認することができるのが、「履歴事項証明書」です。

なお、現在事項証明書には現在効力がある登記の情報のみ、閉鎖事項証明書には現在効力がない登記の情報のみ、代表者事項証明書には、会社・法人の代表者の情報のみがそれぞれ記載されます。

さらに、各証明書は「全部事項証明書（謄本）」と「一部事項証明書（抄本）」があり、記載する情報の内容を選択することが可能ですが、行政機関や金融機関では、「全部事項証明書（謄本）」を必要とすることがほとんどであり、かつ、これらは「履歴事項証明書」のことを指しているため、**手続などで会社・法人の「登記事項証明書」や「登記簿謄本」を求められた際は、基本的には「履歴事項全部証明書」を法務局で取り寄せればいんだ、とお考えいただければ問題ありません。**

ただし、履歴事項全部証明書は記載事項が多くなるため、証明書のページ数も多くなり、発行手数料が加算される場合があります（50ページを超えると加算）。いずれの証明書を必要とされるかは、使用目的や提出先を考慮してお客様ご自身で判断していただくこととなりますので、あらかじめ提出先にご確認いただき、交付請求を行うようにしてください。

会社・法人の本店・主たる事務所を管轄する法務局では、登記情報が電子化される前の「登記簿謄本／登記簿抄本」を取得することも可能です。

法務省提供の「登記・供託オンラインシステム」に登録すれば、インターネットで証明書の交付請求ができますよ。しかも法務局で直接取得するよりも発行手数料がおトクになります！（郵送・法務局での窓口受領いずれにも対応しています。）

【発行手数料】

法務局での直接取得	1通 600円
ネットでの取得（郵送）	1通 500円
ネットでの取得（窓口）	1通 450円

より詳しくお知りになりたい場合は、**タスク司法書士法人までお問合せください！**

【履歴事項全部証明書（登記事項証明書）の法務局での取得方法】

- ① 法務局に備え置かれた交付申請書を記入して窓口提出または法務局内の証明書発行請求機に請求情報を入力
↓
- ② 申請書提出の場合：番号札がある場合は受け取る
請求機利用の場合：請求機から整理番号票を受け取る
↓
- ③ 手数料額の収入印紙を購入（法務局内に購入場所があります）
↓
- ④ 名前や番号を呼ばれたら番号札／整理番号票を提出し、申請用紙に収入印紙を貼り付けたら、証明書を受け取る

